## X

◎乳幼児等福祉 医療費 付対象を中学生まで拡大します

家庭の負担を軽減し、 どもの医療費に掛かる い環境 年生までの 福祉係窓口 てください で交付申請手続きを なお、 0歳 ~小学1

## 窓口で受給者証を提示

診3カ月後の第4水曜日に給付 請は必要ありません。 関の窓口で必ず受給者証を提示 県内の医療機関の場合 金が口座振り込みされます。(振 してください 給付金の支給申 受

者証交付申請書」をお送りして

手続きがお済みでない場合

申請が必要です 小学2年生~

中学3年生は

小学2年生から中学3年生の人

も の

にお送りしていますのでご確認く 長された新しい受給者証を3月末 人は中学校卒業まで延

幼児等福祉医療費の給付対象者

4月からは、

中学校卒業まで

小学校就学前まで該当して

子育てがしやす

を整えるため、

今まで

※領収書は、 ください 総合支所福祉係窓口に申請して 療機関で証明を受け、

受診から1年以内に限ります 分の内容が確認できるもの

カ月50

0円までは、

## 保険適用分が該当

なりま 薬代)、訪問看護療養費も対象と 薬局 保険適用分の (院外処方箋によ

対象

対象外 (病衣代、 保険が適用にならな 容器代、 文書

給申請書の証明欄に受診した医 請書に領収書を添付するか、 お近くの

受診者名と保険適用

ある場合は、

その額は差し引か 1つの医療機関に

0

高額療養費や付加給付の支給が

自己負担

入院時の食事療養費など カ月500円までは

# 貝担分として差し引かれます。

異動が生じたら即届け出を

祉係窓口へすみや てください 更になった場合は、 住所や健康保険、 かに届け出をし 各総合支所 座などが変

または■社会福祉課福祉総務係 **尚**各総合支所内市民福祉課福祉

## 注目情報



## ■保育料が軽減される場合があります。

詳しくは下記へお問い合わせください。

市町村民税が非課税世帯

市町村民税が課税世帯

第1階層

を除き前 年分の所

得税課税

世帯で前

年分の所

得税の額

が右の区

分に該当

する世帯

第2

第3

第4

第5

第6

第8

第9

第10

**問** 児童保育課保育係 (Ⅲ81·0728 Ⅲ81·0703)

税額による世帯の階層区分

生活保護法による被保護世帯および中国残留邦 人などの円滑な帰国の促進および永住帰国後の自

立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

第1階層を除き、前年分の所得税非課税世帯で

第1階層を除き、前年分の所得税非課税世帯で

40,000円

40,000円

103.000円

413,000円

未満

以上

未満

以上

103,000円以上 413,000円未満

●月額保育料の対比表をご覧ください。(新設・変更は青文字で表記)

10,000円未満

10,000円以上

40.000円未満

40.000円以上

70,000円未満

70,000円以上

103.000円未満

413,000円以上

734,000円未満

734.000円以上

第2または第3の階層に認定された世帯のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する世帯の保育料が軽減

◎すべての所得階層で保育料を引き下げます。

育世帯の負担を軽減し、子育てしやすい安曇野市とするため、市内保育園の保育料の一部を4月から

変更します。 変更は、周辺市町村の保育事情や保育料の実態を考慮し、最大で約34%の減額をしました。

月額保育料

3歳児

変更後

4,000円

10,000円

15,000円

21,000円

26,000円

27,000円

28,000円

28,800円

29,800円

変更前

5,200円

14,000円

23,800円

32,700円

33,300円

33,800円

4歳児以上

変更後

4,000円

10,000円

15,000円

21,000円

25,000円

26,000円

27,000円

27,600円

27,600円

0円

変更前

5,200円

14,000円

23,800円

27,600円

27,600円

27,600円

また、国の徴収基準の見直しに伴って、高額所得者層の階層区分の創設を新たに行いました。

3歳未満児

7,600円

16,800円

27,200円

42,600円

56,700円

70,000円

変更後

5,000円

13,000円

18,000円

24,000円

37,000円

39,000円

50,000円

54,000円

56,000円

0円

- (1) 母子および寡婦福祉法に規定する、配偶者のいない女子で、 現に児童を扶養している者の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 次のア~エに該当する者を有する世帯
- ア. 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ. 療育手帳の交付を受けた者
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ. 特別児童扶養手当の支給対象児童または障害基礎年金の受給者
- (3) 生活保護法に定める要保護者など市長が認めた世帯

区分	月額保育料					
	3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
第2		0円		0円		0円
第3	15,800円	12,000円	13,000円	9,000円	13,000円	9,000円
	第2	3 歳 未 変更前 第 2	3歳未満児 変更前 変更後 第2 0円	3歳未満児 3歳   変更前 変更後 変更前   第2 0円	3歳未満児 3歳児   変更前 変更後 変更前 変更後   第2 0円 0円	3歳未満児 3歳児 4歳児   変更前 変更後 変更前 変更前   第2 0円 0円

また現状のとおり、1世帯から2人以上入所している場合は、 2子目が半額、3子目以降は無料となります。

